

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和3年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和3年度の初日から令和3年4月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

## 記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	114 トン	0 トン	114 トン
		71 トン	0 トン	71 トン
3	クリーム	38 トン	14 トン	24 トン
		24 トン	14 トン	10 トン
4	粉乳類	52,961 トン	570 トン	52,391 トン
		33,644 トン	372 トン	33,272 トン
5	無糖れん乳	1,763 トン	0 トン	1,763 トン
		1,142 トン	0 トン	1,142 トン
6	加糖れん乳	202 トン	0 トン	202 トン
		68 トン	0 トン	68 トン
7	ヨーグルト	17 トン	0 トン	17 トン
		11 トン	0 トン	11 トン
8	バターミルク	192 トン	0 トン	192 トン
		12 トン	0 トン	12 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	58,411 トン	1,251 トン	57,160 トン
		47,985 トン	862 トン	47,123 トン
10	その他の乳製品	13,373 トン	190 トン	13,183 トン
		8,803 トン	100 トン	8,703 トン
11	バター	24,439 トン	974 トン	23,465 トン
		16,786 トン	799 トン	15,987 トン
12	豆類	89,846 トン	4,081 トン	85,765 トン
		45,461 トン	1,040 トン	44,421 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,731,704 トン	342,993 トン	5,388,711 トン
		5,117,080 トン	324,670 トン	4,792,410 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,329,308 トン	104,741 トン	1,224,567 トン
		222,196 トン	6,576 トン	215,620 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	730,259 トン	24,386 トン	705,873 トン
		704,615 トン	24,386 トン	680,229 トン
15	コーンスターチ	2,943 トン	107 トン	2,836 トン
		2,351 トン	107 トン	2,244 トン
16	ばれいしょでん粉	12,460 トン	462 トン	11,998 トン
		6,177 トン	462 トン	5,715 トン
17	マニオカでん粉	163,795 トン	6,281 トン	157,514 トン
		162,600 トン	6,281 トン	156,319 トン
18	サゴでん粉	21,286 トン	420 トン	20,866 トン
		21,286 トン	420 トン	20,866 トン
19	その他のでん粉	1,694 トン	67 トン	1,627 トン
		1,220 トン	67 トン	1,153 トン
20	イヌリン	2,130 トン	172 トン	1,958 トン
		55 トン	0 トン	55 トン
21	落花生	36,714 トン	1,794 トン	34,920 トン
		23,109 トン	712 トン	22,397 トン
22	こんにゃく芋	231 トン	0 トン	231 トン
		223 トン	0 トン	223 トン
23	ミルク調製品	10,417 トン	23 トン	10,394 トン
		4,348 トン	22 トン	4,326 トン
24	でん粉調製品	241 トン	7 トン	234 トン
		238 トン	7 トン	231 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,700 トン	182 トン	5,518 トン
		2,070 トン	104 トン	1,966 トン
27	調製食用脂	19,978 トン	14 トン	19,964 トン
		1,810 トン	7 トン	1,803 トン
28	繭	6.5 トン	0.0 トン	6.5 トン
		6.5 トン	0.0 トン	6.5 トン
29	生糸	309 トン	0 トン	309 トン
		308 トン	0 トン	308 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。